

現金等でお支払い(非ETC車)のお客さま

- 高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に移行します。
- 当面、激変緩和措置として、高速自動車国道の普通区間を目安とした料金水準とし、上限料金・下限料金を設定します。
- 非ETC車については入口・出口のいずれかのみで料金をお支払いいただく区間をご利用の場合、走行可能な区間の最大料金をいただきます。
- 車種区分を3車種区分から5車種区分に統一します。

※3車種区分を段階的に5車種区分へ整理・統一します。  
 (2021年度までは車種間比率を中型車1.07、大型車1.55とします。)  
 ※第二神明道路のインターチェンジ相互間を利用する場合において、阪神高速道路株式会社管理区間(名谷JCT~垂水JCT、永井谷JCT~伊川谷JCT)を経由する場合の当該区間の料金は、第二神明道路の料金所等で支払う料金に含まれます。  
 ※大蔵谷IC、伊川谷IC等に料金所を設置します(2020年度以降、順次設置予定)。

料金表(非ETC車)

330	-	330	380	380	330	-	330	330	330	-	神戸線 接続部 (月見山)
410	-	410	480	480	410	-	410	410	410	-	
430	-	430	510	510	430	-	430	430	430	-	
330	-	330	380	380	330	-	330	330	330	-	須磨
410	-	410	480	480	410	-	410	410	410	-	
430	-	430	510	510	430	-	430	430	430	-	
-	-	-	380	310	220	-	220	220	630	630	
-	-	-	480	390	270	-	270	270	1,120	1,120	名谷
-	-	-	510	420	290	-	290	290	3.7	5.0	
-	-	-	370	270	180	-	180	420	630	630	高丸
-	-	-	460	340	230	-	230	750	1,120	1,120	
-	-	-	500	360	240	-	240	1.8	5.5	6.8	
-	-	-	310	210	120※2	-	350	420	630	630	大蔵谷
-	-	-	390	260	150※2	-	620	750	1,120	1,120	
-	-	-	410	280	160※2	-	3.0	4.8	8.5	9.8	
-	-	-	310	210	90※2	-	-	-	-	-	伊川谷 ※1
-	-	-	390	260	110※2	-	-	-	-	-	
-	-	-	410	280	110※2	-	-	-	-	-	
-	160	210	310	210	160※2	230※2	350	420	630	630	
-	200	260	390	260	290※2	400※2	620	750	1,120	1,120	
-	220	280	410	280	2.8	5.5	8.5	10.3	14.0	15.3	
-	250	300	310	400	400	400	530	600	740	740	
-	320	380	390	720	720	720	940	1,070	1,310	1,310	大久保
-	340	400	410	4.3	7.1	9.8	12.8	14.6	18.3	19.6	
-	350	380	600	600	600	600	720	740	740	740	
-	440	480	1,060	1,060	1,060	1,060	1,280	1,310	1,310	1,310	明石西
-	470	510	4.7	9.0	11.8	14.5	17.5	19.3	23.0	24.3	
210	-	740	580	410	-	-	-	-	630	630	垂水 JCT
260	-	1,310	1,040	720	-	-	-	-	1,120	1,120	
280	-	18.9	14.2	9.9	-	-	-	-	4.5	5.8	
160	310	410	-	-	-	-	-	-	630	630	学園南
200	-	1,210	870	560	-	-	-	-	-	-	
220	-	16.6	11.9	7.6	-	-	-	-	-	-	
長坂	560	720	-	-	-	-	-	-	1,120	1,120	
	0.7	3.0	-	-	-	-	-	-	7.5	8.8	

【凡例】 左上 上段：軽自動車等(円) 中段：普通車(円) 下段：中型車(円)  
 右下 上段：大型車(円) 中段：特大型車(円) 下段：距離(km)

※1 阪神高速7号北神戸線と連続走行する場合(伊川谷JCT)を含みます。  
 ※2 料金所のない区間です。  
 (大蔵谷IC、伊川谷IC等に順次料金所を設置予定。料金所設置後の料金を記載しています。)

現金等でお支払いの場合はETC車載器にETCカードを挿入しないでください。

現金等でお支払い(非ETC車)のお客さま

近畿圏の高速道路における料金体系の整理・統一にあたり  
 平成31年4月1日(月)午前0時~ 通行料金が変わります。



第二神明道路

新料金・5車種区分に



ご利用距離に応じた料金体系、拡がる。

領収書  
 .....  
 通行料金 ¥410

2019年(平成31年)4月1日(月)午前0時~  
**通行証の運用を開始します。**  
 最初の料金所で通行証が発行されますので、  
**次の料金所では受け取った通行証を提示してください。**  
 ※詳しくは中(折込み)面をご覧ください。  
**紛失されますと区間最大額となる場合がありますのでご注意ください。**

通行証  
 .....

NEXCO西日本お客様センター(年中無休・24時間) 0120-924863 (クルマでかけ24時間ハローセンター)  
 ※1 IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。その場合は、06-6876-9031 (通話料有料) NEXCO 西日本



ご利用距離に応じた料金体系に

第二神明道路の料金体系は、これまで東側区間と西側区間の区間均一料金制でしたが、これを廃止し、両区間を一体とした5車種区分の対距離制へ移行します。料金水準は、高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本としますが、激変緩和措置として当面は普通区間の水準を目安として設定します。ただし、非ETC車については入口・出口のいずれかのみで料金をお支払いいただく区間をご利用の場合、走行可能な区間の最大料金をいただきます。

(非ETC普通車) ※ETC普通車は( )の料金となります。

**200円(110円)**  
 ~ **480円(480円)**

普通車の例	現行	新料金
阪神高速 3 神戸線接続部 ↔ 玉津IC	210円	410円
明石西IC ↔ 大蔵谷IC	110円	390円

阪神高速 3 神戸線接続部から明石西ICを連続して走行する場合、ETC車・非ETC車ともに新料金は480円になります。



3車種区分から5車種区分に

料金車種区分についても、高速自動車国道と同じ5車種区分に統一します。  
 (車種ごとの料金は下記表および中面料金表をご覧ください。)

第二神明道路における車種区分	現行料金(全線通行時)	新料金(全線通行時)
軽・二輪車		380円
普通車	320円	480円
中型車		510円(※)
大型車	470円	740円(※)
特大型車	1,090円	1,310円

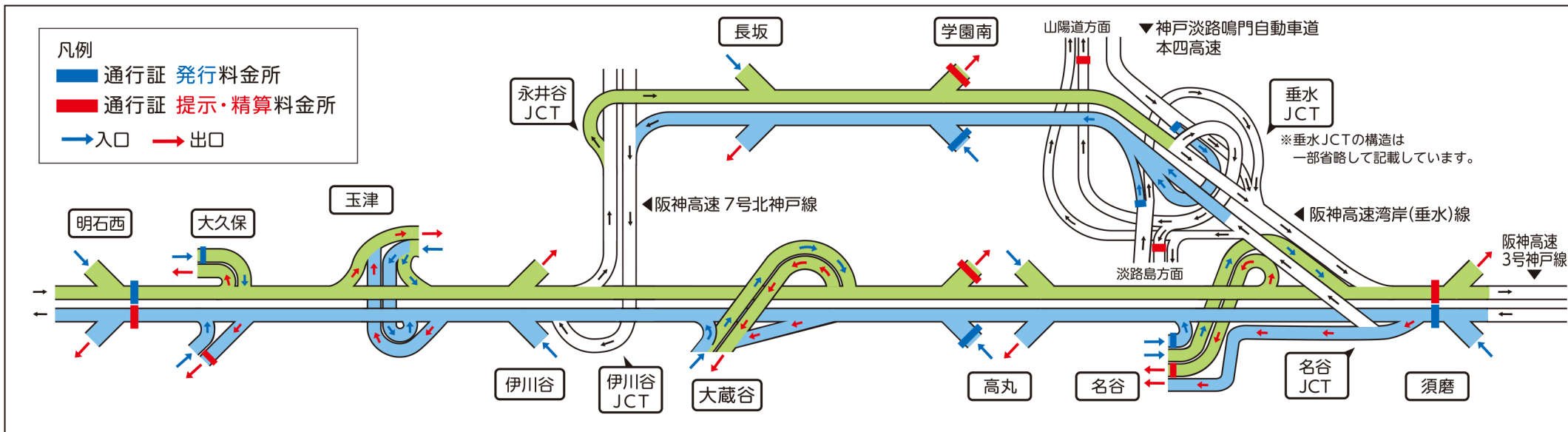
※5車種区分への統一にあたっては負担増などを考慮して段階的に実施します。2021年度までの激変緩和措置として車種間料金比率は普通車1に対して、中型車1.07、大型車1.55とします。

※2019年4月1日時点のものです。

最初の料金所で **通行証** が **発行** されますので、次の料金所では受け取った **通行証** を **提示のうえ精算** をお願いします。

E93 第二神明道路

E94 第二神明道路北線



ご利用ありがとうございます。

**NEXCO**  
西日本

料金所では一旦停車してください。

**領 収 書**

料金所 須磨

\*\*\*年\*\*月\*\*日\*\*時\*\*分

車種 普通

通行料金 ¥\*\*\*-

(現金)

西日本高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 \*\*\*-\*\*-\*\*\*

---

**通行証**

最終出口まで必ずお持ち下さい

◆連続利用される場合◆

- 高速道路等を退出することなく、下記料金所をご利用する場合は、「一般」表示のある車種で本証をご提示下さい。

下記料金所におけるご利用の有効通過時間

明石西 大久保  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

\*\*\*年\*\*月\*\*日\*\*時\*\*分

- 高速道路等を一旦退出、又は有効通過時間を最大料金、この通行証は無効です。
- 通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不正に料金を免れた場合、免れた額と罰金をいただきます。
- 券面にご注意ください。紛失しますと上記料金所で区間最大額をいただきます。

- 1 左の **通行証** を **明石西** の料金所で **発行** します。
- 2 次に **須磨** の料金所をご利用される場合は、左の **通行証** を係員に **提示のうえ精算** をお願いします。

**通行証** の提示が無かった場合は、**区間最大額**での**精算**となりますので、ご注意ください。

上段の領収書と下段の**通行証**(点線)は切り離してご提出いただく必要はございません。  
出口に料金所が無い場合は、**通行証**を提示する必要はございません。

※ **通行証** の上段は、領収書等が印字されます。

お支払い例

- 1 明石西料金所でのお支払い後、**通行証**を**発行**します。
- 2 須磨料金所では、**通行証**を**提示のうえ精算**をお願いします。

普通車の場合  
料金所で**通行証**を提示

通行料金精算時にお渡しします。

領収書  
通行料金 ¥390

通行証

明石西料金所

料金所通過時 **390円**のお支払い

通行証の提示により **90円**のお支払い (通行料金は合計480円)

須磨料金所

領収書  
通行料金 ¥390

通行証

須磨料金所で**通行証**の提示が無かった場合、**区間最大額410円**での**精算**となりますので、ご注意ください。  
(この場合の区間最大額は、玉津→神戸線接続部(月見山)の通行料金です。)

料金精算機では、**通行証**が自動で発行され、**通行証**をお取りいただくと**開閉バー**が開きます。

通行証を取られるまで開閉バーは開きませんので、必ずお取りいただきますようご協力の程お願いします。

※2019年4月1日時点のものです。